

置地帯の群馬長野を中心として行はれ、秋に於いては小作料を中心と和歌山、新潟、秋田を中心に組織された。また電燈料値下げ新潟、長野、青森、高知、愛媛、岩手、秋田愛知に組織された。(詳細は地方闘争報告参照)

一、群馬農村委員会

- (イ) 窮破同盟組織(七月二十七日)
- (ロ) 桑園五割減大衆合流調停運動、
- (ハ) 強戸村會、強戸農會に於ける窮破決議、
- (ニ) 太田に於ける新田橋農會評議會への働きかけ(八月十三日大川農會長參加)
- (ホ) 東京に於ける全岡町村長會議への働きかけ(八月二十五日原島村長參加)

(ヘ) 前橋外五ヶ所の窮破演説會

(ト) 九月八日群馬縣町村會議へ働きかけ、

(チ) 十月窮破同盟闘争

二、長野縣農村委員会

(イ) 農村委員會の設置(八月三日)

(ロ) 桑園小作料金減免闘争

(ハ) 對安電々下闘争、

(ニ) 窮破演説會

屬する。小作法は前者の擁護伸張のために存し、小作組合に據る。農民組合は小作争議の機關から國家の土地管理處分權の分掌機關たるに到達。

生産交換組織の改革に對しては、國庫負擔による積極的計畫の遂行による次の如き過程を展望す。耕地の農墾化、農業の機械化、農村の電化、農業の立體化、農業生産組織の組織(農業生産並びに交換を掌管する全國的單一農業協同組合の樹立)

農村生活の改善は主として前二者の歸結である。農村負擔の軽減、農村文化の開發、農村金融の確立。

農村政治制度の改革は前三者の動因を爲す。農民の政治的自由の伸張擁護、政治的機關への進出と占領。

以上の如き農民大衆の制度改革運動の遂行は、最早小作争議を中心とす農民組合運動の範圍外に出で、それは労働者と農民の結合力を基本とする大衆的政治運動のみのよくするところである。

農民組合の擴大と小作争議への援助農村政策によつて吸集せる農民大衆の組合編入等の農民經濟闘争の強化を支持すると共に、組織及び未組織農民の自覺的なるあらゆる不満と反抗を糾合統一してこれを意識的なる農民政治闘争に

七、農業ブラットフォーム

九月三日の農村委員會闘争にて決定せるブラットフォーム(左の如し) 農業ブラットフォーム

我國三千萬の農民大衆は、今や極度の窮乏の中である。しかもこの窮乏は單なる農業生産の收支不償の計数的窮乏ではなくて、肉體頹廢を伴ふ、飢餓線に到達せる生活窮乏である。この窮乏の最大の原因は土地私有制に依存して地主の搾取を恣ならしめる封建的小作制度、農業生産力を低度抑制しつゝ、ある過小農業及び原始的農業經營、資本家地主政府による税制を通じての農民略取である。

従つて農民の生活防衛と解放への全闘争は土地制度の改革、生産交換組織の改革、農村生活の改善、農村政治制度の改革に集中されねばならぬ。

土地制度の改革は、過去現在及び將來の農民經濟闘争及び政治闘争(小作争議を中心とする農民組合の擴大、無産政黨の農村への擴大)の強化進出と聯繫して次の如く過程するのであらう。小作法、小作組合法の獲得、耕作權の強化と所有權の弱体化、小作農民による土地收益權の獲得と國家による土地の管理處分權の收奪(土地所有權は使用收益權と管理處分權に分裂し、前者は農民に、後者は國家に歸

組織展開することが農村委員會の當面の任務である。

農村委員會は、その任務を意圖し、如上の見透の下に精力的に農村運動を組織すべく次の如き現段階の行動政策並びにスローガンを規定す。

(一) 土地制度の改革

- 1、小作法の獲得(イ)耕作權の強化(ロ)小作料減免權の強化(ハ)小作問題審判機關の民主化(ニ)立入禁止假處分の禁止(ホ)立毛、果實、桑葉生薑差押の禁止
- 2、開墾強制定法の獲得
- 3、小作組合法の獲得(イ)團結權の確立(ロ)同盟罷業權の確立(ハ)團體協約權の確立
- 4、農民運動の組織的展開(イ)農民組合の擴大強化(ロ)協同組合の組織確立

(二) 生産交換組織の改革

- 1、産業組合(信用購買販賣利用組合)の民主化
- 2、農業倉庫、乾草倉庫の民主化
- 3、農業試験場、蠶糸試験場、園藝試験場の民主化
- 4、肥料の國營
- 5、耕地整理、灌漑排水設備費の農事改良費國庫負擔